

儲け話に関するトラブルに注意！



投資や副業といった儲け話をきっかけにした

消費者トラブルが年齢を問わず発生しています。

投資や儲け話を聞いたら、まずは疑いましょう。

最近では特に、以下のような、トラブルが目立ってきています。

- ◆海外に所在するとしている業者が、金融商品取引法に基づく登録を受けずに国内の消費者に対して勧誘を行い、トラブルになっているケース
- ◆金融商品取引法に基づく登録を受けていない業者（無登録業者）等が、セミナーや SNS 等を通じて若年者に「投資話」を持ち掛け、消費者金融等から借入れをさせて投資させるなどし、トラブルとなっているケース
- ◆暗号資産で海外事業者に投資をすると大儲けできると勧誘を行い、配当や預かった暗号資産の払い戻しに応じずにトラブルとなっているケース

「簡単に儲かる」「気軽に始められる」
と強調するインターネット広告やSNSの
情報を安易に信じるのは危険です！



県消費生活センターキャラクター「おたまちゃん」

投資勧誘を受けた場合には、業者の登録の有無なども確認し、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。

金融商品取引業の登録を受けた業者については、「免許・許可・登録を受けている業者一覧」（金融庁）で、暗号資産交換業者に係る情報や利用者の方向けの注意喚起等に関する情報は、「暗号資産の利用者のみなさまへ」（金融庁）で、それぞれ確認できます。

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188（いやや！）**（局番無し3ケタ）

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！